

『延慶本平家物語』における源頼朝

はじめに

『平家物語』には様々な諸本が存在する。おおよそ、語り本系諸本と読み本系諸本に二分されるものの、系統論の模索は現在にまで至っている¹⁾。本稿で対象とする『延慶本平家物語』（以下延慶本と記す）は読み本系諸本の一つであるが、語り本系諸本と読み本系諸本を分ける大きな特徴の一つとして、頼朝拳兵話群を関東の視点で記述する点が挙げられる。また読み本系諸本の中でも延慶本は、頼朝の果報のめでたさを語って、物語を閉じるのである²⁾。

物語は清盛や義仲等の様に、頼朝について多くを語らないが、物語における頼朝の捉え方と位置づけ如何で、『平家物語』の内容は大きく異なり、『平家物語』において頼朝は、看過する事の出来な人物として存在する。それゆえ延慶本における頼朝の捉え方や位

『延慶本平家物語』における源頼朝

戸崎志峰

置付けを問う事は、延慶本を読み解く一視角ともなり得ると考えられるのである。

本稿では軍記物語においても、また頼朝を捉える上でも、不可欠な要素である「武士」というものが、延慶本においては如何なるものか探る事から始めたい。そして武士という視点から延慶本における頼朝の一面に迫って行くことが出来ればと考えている。

一、延慶本における武士

延慶本における武士というものを考えるにあたり興味深いのが、渥美かをる氏が「清盛の心中の悪玉を指摘したもの」と見解を示された⁴⁾、いわゆる「口アケ説話」（第一本・四「清盛繁昌之事」）である⁵⁾。説話は清盛が「武士ノ大将ヲスル者ハ、天ヨリ精（武士ノ精。筆者付す）ヲ授ル」という夢を見て、驚いて目を覚まし口を開けた

所、「鳥ノ子ノ様ナル物ノ極^メツメタキヲ、三喉^トへ入^レり、それから清盛は「心モ武ク奢リハジメ」たという内容である。

たった四行という短い清盛の説話ではあるが、清盛が「心モ武ク奢リハジメ」る原因となった、この「武士ノ精」というものは大変興味深い。「武士ノ精」というからには、それは武士の魂ともいえるものであり、武士の本質を表すものと考えられる。

武士の本質を表すと思われる「武士ノ精」を授かった後、「心モ武ク奢リハジメ」たという清盛の変化から考察すると、延慶本における武士とは、「武」き「荒々しさ」と「奢」る「無法性」を持つた存在なのではないかと推測される。

そしてそれは、延慶本において容易に確認することができる。例えば義仲は、

已上九ヶ度歟ノ軍ヲシツレドモ、一度敵ニ後ヲ見セズ。十善帝
王ニテオワストテモ、甲ヲヌギ弓ヲハズシテ、ヲメノト降人
ニ成ルベシトハ覚ヘズ。鼓女ニ頸切ラレナバ悔ニ益アルマジ。
法皇ハ無下ニ思シリ給ワヌ物哉。(第四・廿三)「木曾可滅之
由法皇御結構事」下162・1)

という具合に「十善帝王」であろうが、法皇と敵対する事になろうが、義仲は「敵ニ後ヲ見セ」るかどうかという一点を問題とする。義仲は王朝的な秩序をもとめせず、ひたすら個人的な価値観を押

し通してゆく。また法住寺合戦の後には公卿殿上人を解官する等、平家にも増して悪行の限りを尽くす。そのような義仲の無法を見か

ねた義父・松殿基房は平家の例を持ち出して諫めるのだが、義仲は、

物ノ心モ不知^レ夷ナレドモ、カキドキ細ニ被仰ケレバ、靡奉
リケリ。サレドモ猶本心ハ不失ケリ。「仏事善事ヲシタル人ノ
世ニアラバ、平家コソ百廿年マデモ保メ。弓矢ヲ取習、二ナキ
命ヲ奪トセム敵ヲバ、今ヨリ後モ対向セテハヨモアラジ。我が
腹ノ居マデハ」ト思フトモ、「入道殿ヲコソ親ト憑申タレ。親
方ノアラム事ヲ、子トシテ不可背」ト云。事ヨゲナルゾヲカ
シキ。(第四・卅六)「木曾依入道殿下御教訓法皇ヲ奉有事」下
179・11)

と一時は基房の言葉に「靡」が、結局「我が腹ノ居マデハ」とその「本心」を失う事はなかった。義仲の「荒々しさ」と「無法性」は基房の諫言をもってしても変える事が出来なかつたのである。

また「荒々しさ」と「無法性」とを合わせ持つ武士は、なにも清盛や義仲といった「武士ノ大将」だけに限らない。例えば梶原景季である。

梶原ト申ハ大悪心ノ腹悪也、死生不知ノ切通ニテ待ケルアヒダ、
生食ト云ツルヨリシテ、身ヨリ猛火ヲ燃ケル。弓矢取ノ習ハ、
必シモ親ノ敵、宿世ノ敵ヲノミ敵ト云カ。当座ノ恥コソ親ノ敵

ニモマサリタレ。コレ程主ニニクマレ奉タル景季ガ命イキテハ
ナニカハスベキ。口惜シ給ツル鎌倉殿哉。是ミヨカシ（第五
本・六「梶原与佐々木馬所望事」下194・10）

「大悪心ノ腹悪」とされる景季ではあるが、「死生不知」「猛火ヲ燃
ケル」性質の「荒々しさ」と、「是ミヨカシ」という頼朝への反逆
ともいえる心情の「無法性」は、まさに武士の本質をよく表したも
のと言えらるだろう。

既に渥美氏によつて指摘されているが、「口アケ説話」の「心モ
武ク奢リハジメ」という内容は、「祇園精舎の序章まで拡大して」
捉えることができると思われる。それゆえ有名な、

驕レル人モ不久。春ノ夜ノ夢尚長シ。猛キ者モ終ニ滅ヌ。偏
ヘニ風ノ前ノ塵ト不留（第一本・一「平家先祖之事」上17・
5）

という対句も、延慶本における武士には意味深く映るのである。

延慶本において武士達は「武」き「荒々しさ」と「奢」る「無法
性」とを備えた存在であると考ええるのなら、武士達は必然的に物語
冒頭に示された「驕レル人モ不久」「猛キ者モ終ニ滅ヌ」という
論理に包括されてしまう。武士の本質に根差したものである以上、
それは宿命的なものであるはずである。だが、物語には滅びる武士
とそうでない武士が存在する。その明暗を分けたものとは一体何だ

ろうか。

二、武士の明暗

滅びる者とそうでない者の明暗を考えるにあたって、注目される
のは頼朝の存在である。義仲、行家、頼朝を巡る記事の中に、義仲
等と頼朝の行為を、「奢」るものとそうでないものに画した要因と
思われるものがある。長くなるが重要と思われるので全文を引用す
る。

或時行家、兵衛佐ノ許ヘ文ニテ云ヤリタリケルハ、「行家ハ御
代官トシテ、美乃国墨俣ヘ向事十一度、八ケ度ハ勝テ三ケ度ハ
負ヌ。子息ヲ始トシテ、家子郎等トモ多ク打トラレテ、歎申ハ
カリナシ。国一ケ所預タベ。是等ガ孝養セム」トゾ書タリケル。
兵衛佐ノモトヨリ即返事有。「木曾冠者、信乃上野ノ勢ニテ、
北陸道七ケ国打取テ、既九ケ国ガ主ニナリテ候。頼朝ハ六ケ国
コソ打シナヘテ候へ。御辺モイクラノ国ヲ打取トモ、御心ニテ
コソ候ハメ。サテコソ院内見参ニモ入セ給テ、打取国何ケ国ト
モ、注申サレテ給ワラセ給ハメ。当時頼朝ガ支配ニテ国庄ヲ人
二分給ベシト云仰ヲモカブリ候ワズ」ト有ケレバ、行家「兵衛
佐ヲタノミテ、ヨニ有ムコトコソアリガタケレ。木曾冠者ヲ特
ム」（第三末・七「兵衛佐与木曾不和ニ成事」下14・18）

頼朝の「御辺モイクラノ国ヲ打取トモ、御心ニテコソ候ハメ」という行家への言葉からも分かる様に、頼朝にも「荒々しさ」と共に、武士の本質「無法性」は認められる。しかし頼朝は同時に、「サテコソ院内見参ニモ入セ給テ、打取国何ケ国トモ、注申サレテ給ワラセ給ハメ。当時頼朝ガ支配ニテ国庄ヲ人二分給ベシト云仰ヲモカブリ候ワズ」と返事している様に、「打取国何ケ国トモ、注申サレテ給ワラセ給ハメ」という物事の是非を知っている。それゆえ「当時頼朝ガ支配ニテ国庄ヲ人二分給ベシト云仰ヲモカブリ候ワズ」という正誤の判断が頼朝には出来ているのである。

頼朝は「荒々しさ」と「無法性」とを合わせ持つ武士であるが、物事の是非を心得、己の分を弁えているため、物事の道理に適う行動を取ることができているように思われるのだ。

頼朝以外にも武士でありながら、他の武士達とは一線が引かれている人物は在存する。例えば、物語が終始称揚している平重盛が挙げられる。しかし殿下乗合事件で、孫の資盛の受けた恥辱を晴らすうとする清盛に対して、重盛は相手が摂政である松殿基房だから清盛を制止し、否定するものの、

頼政、時光牀ノ源氏ナムドニアザムカレトラバ、誠ニ恥辱ニテモ候ナム（第一本・十六「平家殿下ニ恥見セ奉ル事」上59・

11）

と相手が源氏の頼政、時光といった同じ武士であるのなら、清盛の恥辱を晴らすという行為を肯定するのである。理想的な人物として描かれる重盛でさえ、武士の「荒々しさ」と「無法性」という本質は確認することが出来るのである。しかし重盛もまた、頼朝と同じく物事の是非を弁える者である。それゆえ、

法皇此事ヲ聞召テ、「今ニ始メヌ事ナレドモ、重盛ガ心ノココソ恥シケレ。雖^ズラバ以恩^ヲ報ゼヨト云文アリ。丸ハハヤ雖^ズラバ恩ニテ報ゼラレケリ」ト仰アリケルトゾ聞ヘシ。（第一末・十九「重盛軍兵被集事付周幽王事」上154・7）

という事が起きるのである。鹿谷事件が発覚し、清盛が怒りを露にする中で、重盛は子として、臣下としてまさに理想的な行動を取り、その姿はさながら法の体現者と言うに相応しいものであった。分別のある重盛の行為を見て、軽々しく鹿谷事件に関与した法皇は己の行為を恥じている。末代において物事の是非を弁えるということは、社会の頂点に立つ者でさえ恥じ入らさせる事を可能にするのである。物語は度々、朝夕に物事が変わって行く様や、宣旨や院宣ですらその例外ではない事を叙述する。末法の世にあつて、既存の価値観が転倒して行く中で、武士達はその本質を外に向け、無法の限りを尽くす。また朝家や公家、仏法に携わるものとして物語は例外とはしていない。それゆえ物語は、世の人々が「著」る無秩序な状態の中

で、分別を持った行動を取る事の出来る自制的、自律的な人物を称揚している。重盛の例がそのよい例であろう。

頼朝も他の武士と同様、「荒々しさ」と「無法性」とを合わせ持った武士ではあるが、分別を持った者であるが故に自制的で自律的な人物であり得た。それゆえ末法の世にあつても、その本質が言動に結び付いて「奢」る事もなく、武士の宿命ともいえる序の滅亡の論理から頼朝は免れる事が出来たのではないだろうか。そして数多の「將軍」となる可能性を有した武士が、その本質を剥き出しにして「奢」り、滅亡の論理から逃れる事が出来ずに身を滅ぼしていった中で、頼朝一人が「將軍」となりおおせたとは考えられないだろうか。

三、第六末・廿一「齊藤五長谷寺へ尋行事」の注進

頼朝の分別を考える上で重要と思われるのが、第六末・廿一「齊藤五長谷寺へ尋行事」、廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」にある頼朝の注進である。その注進の内容は京の公家達の解官・議奏人々や兼実内覧の推荐（第六末・廿一）、兼実撰錄推荐（第六末・廿二）にまで及ぶものである。

廿一「齊藤五長谷寺へ尋行事」に載せる頼朝の注進は、『愚管抄』で慈円が「コレニテサヨト人ニ思ハセケリ。コレマデモイミジクハ

カライタリケルニヤ」（巻第五「後鳥羽」270・8）と記している様に、その内容は当時の京の政治情勢をよく考慮したもので、頼朝の政治能力の高さを想像させるものである。しかしどんなによく考えられた公家の解官や内覧の推荐であると言つても、頼朝が注進で言つて寄越した事は間違いなく武家による公家の権利の侵害である。清盛の治承3年11月のクーデターや、義仲の寿永2年11月のクーデターに代表される様な、武力にものを言わせた凶行ではなかつたといつても、その行為自体は両者と同じ武家の朝廷政治への介入以外の何物でもない。⁽⁸⁾

『玉葉』で兼実は「此事、旁以不可然[△]（文治元・12・27）」とこの頼朝の注進をはつきりと否定し、即時経房を招いて「消息折紙等」を託し、院に「近日武士奏請事、不論是非有施行、仍若無左右被宣下者、後悔無益、仍忌憚遮以所言上也」（同）と言上している。しかし延慶本に描かれている頼朝の注進は、その様な捉え方がされていた事を、微塵にも感じさせないものになっている。延慶本は頼朝の注進を否定するどころか、

十二月十七日、源二位ノ申状ニ任テ、大藏卿泰経、右馬権頭経仲（中略）同晦日、解官并流人宣旨ヲ被下ニケリ。（中略）頼朝臣ハ安房へ配流之由、被宣下ニケリ。威君・僧臣、不異平将。時政已執^テ天下之権、弘惣ニ衆人之心ニレバ、諸公卿、

大連^三紫綬於座右^二、並^三翠榻於門下^二ケリ。

去廿六日、可預議奏^二人々ノ交名ヲ、源二位、自關東注進ス。

右大臣兼美、(中略)今度源^二二位住進状ニ入レル人ハ、其威ヲ

振ヒ、不入^二人ハ、其勢ヲ失フ。世ノ重ジ人ノ帰スルコト、平

將^二二万倍セリ。是人ノ非成^二、天ノ所レ与也。右大臣可^レ被^レ

下^三内覽官旨^二之由、同被^レ申^レタリケレバ、法皇ヨリ、「政務雅

不^レ足^三其器^二、無^レ可^レ讓^三人間^二。自然^二口入ス。此不

意ノコトナリ。「与今頼朝卿有リ」(ト)申ケル(第六末・廿一

「齊藤五長谷寺へ尋行事」下498・2)

その叙述は「政務雅不^レ足^三其器^二、無^レ可^レ讓^三人間^二」、「与今

頼朝卿有リ」と、法皇によって頼朝の政治能力は評価され、頼朝の

注進を法皇は許容するのである。⁽⁹⁾

この頼朝の注進を否定的に捉える材料に目されている「威君僭臣、不異平將」という悪評にしても、確かに頼朝に対する悪評と

いう解釈も否定出来ない。だがこの悪評は頼朝の行為をいうのでは

なく『玉葉』『吉記』『吾妻鏡』に載せられている注進で、頼朝が

「解官事」の条の後に「同意行家義経、欲乱天下之凶臣也」(『玉葉』

文治元・12・27)と付すのと同様、注進に挙げられている人に向け

られたものだとも考えることが出来るのである。

頼朝の注進で「解官」の条で挙げられた者は「威君僭臣、不異

平將^二、「議奏公卿」の条で挙げられた者は「世ノ重ジ人ノ帰スル
コト、平將^二二万倍セリ」と、「平將」という語を用いて、対の関係
をなしていると考えられはしないだろうか。頼朝の注進を巡って没
落と繁栄という^二極的な結末が描かれているように思われるのであ
る。

この様に解すると一連の文脈は、見事に整合性を保ち得る。解官
の注進では「威君僭臣」輩の処罰を求めたので、人々は頼朝に
心を寄せ、その名代である時政のもとに集った。また頼朝の注進は
天の配剤に添ったものであった為、「議奏公卿」の注進に入った
人々の繁栄は「是人ノ非成^二、天ノ所レ与也」と評される。これら
は総じて頼朝の政治能力を高さを示すものであり、そして法皇はこ
れらを通して頼朝を高く評価していると考えられるのである。

延慶本の他では『源平盛衰記』(以下盛衰記と記す)のみ頼朝の
注進を載せる。しかし盛衰記は、

右大臣、可^レ被^レ下^三内覽官旨^二之由、同被^レ申^レタリければ、法皇
も頼朝卿任^二申入之旨、於^レ今者世事偏可^レ被^レ計行^二と、被^レ仰
ければ、右府頼に被^二嫌讓申^一けり。(勢巻第46「關官恩賞
人々」1161・6)

と頼朝の注進を法皇は受け入れはするが「於^レ今者世事偏可^レ被^レ計
行^二」という台詞は兼美に向けられ、記事は兼美の返答で閉じられ

ていて、法皇の頼朝への評価を欠いたものになっている。

頼朝の注進は、第五末・卅五「兵衛佐院へ条々申上給事」にも取上げられている（『長門本平家物語』（以下長門本と記す）、盛衰記にも見られる）が、

兵衛佐ヨリ院へ被申ケル状云、

源頼朝謹（ ）奏聞条々事

一朝務以下除日等事

右守ニ先規、一殊可レ施ニ徳政。但諸国受領等、尤可レ有ニ御

沙汰ニ候歟。東国北国両道国々、追ニ討謀叛輩ニ之間、如レ

元土民、自レ今者、浪人等帰ニ住旧里、可レ令ニ安堵ニ候。

然者、来秋之時、被レ（仰）ニ国司、被レ行ニ吏務ニ者、可レ宜

候。

一平家追討事

（中略）於ニ勲功賞ニ者、其後頼朝可ニ計申上ニ候。（略）（第

五末・卅五「兵衛佐院へ条々申上給事」下359・16）

というもので、長門本、盛衰記共に延慶本と同文だが、盛衰記には

「元暦元年十一月日 従四位下 源頼朝」という日付と自署があり、

大膳大夫成忠卿此旨を被奏聞。法皇叡覽有て、頼朝は賢人成け

るにやとぞ仰せける（彌卷第41「頼朝条々奏聞」1033・

14）

『延慶本平家物語』における源頼朝

と奏聞の経緯と法皇の頼朝への評価が付されている。この全く危険性を孕まぬ第五末・卅五「兵衛佐院へ条々申上給事」の注進で評価されるのと、明かに朝廷政治に介入している第六末・廿一「齊藤五長谷寺へ尋行事」の注進で評価されるのでは、頼朝の人物造形に与える影響は比すべくも無い。盛衰記は『玉葉』の様な頼朝の注進に対する物語の外側の捉え方に引きずられたのか、または清盛や義仲の先例が存在し、同一視される危険性を問題としなかったのである¹⁰。

だが物語の叙述が象る人物像の点からいえば、盛衰記の様にこの注進（延慶本では第六末・廿一、盛衰記では勢巻第46）で法皇の頼朝への評価が曖昧であると、清盛や義仲の先例があるだけに、頼朝の人物像は危険性を孕むものとも映り得るのである。対して前述の考察の様に積極的に頼朝の注進（第六末・廿一）が肯定されていると捉えた場合、延慶本のそれは法皇の許容という形で注進は無害化され、危険のないものとして王朝的な体制の中に組み込まれていると考えられるのだ。そして同様に、頼朝の注進という行為が清盛や義仲のように“無法性”の表出された「奢り」であると捉えにくい叙述になっていると思われるのだ。それによって示される能力は、むしろ頼朝を「將軍」たらしめるものと考えられるのである。

四、第六末・廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」の注進と経宗の謝罪

兼実撰録就任を巡る、第六末・廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」の頼朝の注進は、延慶本では以下の様になっている。

二月七日、右大臣月輪殿撰録セサセ給ベキヨシ、源二位被取申ト聞シ程ニ、内覧ノ宣旨ノ下タリシヲ、「昌泰ノ比ヲヒ、北野天神、本院ノ大臣相並テ内覧ノ事有シ外、幼主ノ御時ナラビテ内覧ノ例ナシ」ト、右ノ大臣被仰ケレバ、次年ノ三月十三日、撰録ノ詔書クダリキ。前ノ日、院ヨリ右少弁定長ヲ御使ニテ、右大臣撰録ノ事、頼朝卿猶取申之由、近衛院普賢寺殿ヘ申サセ給タリケレバ、忽ニ門サシニケリ。(中略)右ノ大臣ハカウサビテ九条ニ御坐ケルガ、保元平治ヨリ此方、世ノミダレ打ツゞキテ、人ノ損タル事ヒマナキヲ、朝夕歎思召ケル陰信空シカラズ、陽報忽ニ顕レニケルヤラム、カ、ル御悦有ケリ。甲斐くシクミダレタル世ヲ治メ、スタレタル事ヲヲコシ給ケリ。

二月十日、左府経宗ノ使者、筑後介兼能、関東ヨリ帰洛ス。此ハ義経ガ申給官符ノ事ニ、雖レ遁ニ臣客、猶被怖畏テ、被謝遣ニタリケレバ、謀反ノ輩ニ仰テ可被誅頼朝之由風聞之間、恐々給之処、今散不審之由返答セラレケル間、左府被成安堵之

思うケリ。(第六末・廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」下504・15)

兼実撰録就任については長門本、「四部合戦状本平家物語」(以下四部本と記す)、「屋代本平家物語」(但し屋代本では内覧就任とする。以下屋代本と記す)に記される。

盛衰記においては、延慶本の第六末・廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」にみられる兼実撰録就任の経緯については全く触れられていない。先に触れた延慶本でいう第六末・廿一「斎藤五長谷寺へ尋行事」の頼朝の注進の中に、「右府頻に被謙讓申けり」という兼実の拒否だけで経緯を略している。そのため盛衰記では兼実は後に、「其比九条殿撰政にて御座、近衛殿御籠居也」(巻第48「法皇大原へ入御」1188・8)と何故か撰政に就任して、突如物語に現れる事になる。

長門本、四部本は延慶本とはほぼ同文であるが、両本は盛衰記とは逆に、先の廿一「斎藤五長谷寺へ尋行事」の頼朝の兼実内覧注進を、廿二「十郎藏人行家被擧事付人々被解官事」の兼実が内覧ではなく撰録就任となった経緯の中に組み込んでいる。延慶本が「二月七日、右大臣月輪殿撰録セサセ給ベキヨシ、源二位被取申ト聞シ程ニ、内覧ノ宣旨ノ下タリシヲ」とする所を、十二月廿八日に内覧宣旨とするのである。両本は頼朝の兼実内覧注進がない為に、頼朝と朝家と

の遣り取りがうまく噛み合っていない様に受け取れる。

頼朝の人物造形を考える上で両本で致命的なのは、盛衰記同様、法皇の評価と許容という裏付けを持たない為、ともすれば頼朝の朝廷政治介入は危険な行為とも解し得る点である。そのため頼朝の人物像は必然的に、清盛や義仲と同一視される危険性を孕むものになってしまうのである。

屋代本において兼実の内覧の宣旨（日付なし）があつたのは、基通が平家の婿であつた為である。つまり兼実内覧就任を取り上げるが、頼朝の注進によるとはせず、当然法皇の頼朝の政治能力への評価や頼朝の注進に対する法皇の許容については全く触れられない。屋代本の関心は兼実と基通の立場の逆転を記す事にあり、延慶本と主旨は著しく異なっている。

また延慶本は、左府経宗の弁明と頼朝承認の遣り取りを載せている。この記事の存在自体が義経に頼朝追討の宣旨が下賜された朝家側の非が経宗の謝罪によつて認められ、頼朝の方に道理があつた事を明かにするものであり重要である。

頼朝の許に使者を遣わし、安堵する経宗の記事は、武士である頼朝を恐れていると解せられる。そして同時に汗水になつている経宗に対して、「謀反ノ輩ニ仰テ可被誅頼朝之由風聞之間、恐々給之処、今敢不審之由返答」する頼朝の姿は、極めて大様であり、厳正さす

ら感じられるものになつている。

何より注目すべき点はこの記事の位置である。第六末・廿一「斎藤五長谷寺へ尋行事」の注進で、「可預議奏」人々ノ交名」の中に経宗の名が挙げられていないのは、頼朝の経宗への怒りを表すものである¹¹⁾。だから弁明に対する頼朝の承認は、注進（第六末・廿一）

の後に置かれるものではある。弁明と承認という遣り取りが実際にあつたのか分らないが、左府経宗は日ごろ職を耳にして、経宗が上もかわらず、頼朝が不快に思っている風聞を耳にして、経宗が上表した事は『玉葉』で確認出来る（文治元・12・23）。また『吾妻鏡』には、関東家人入洛の際に頼朝の怒りは経宗に伝えられ、「去冬」に経宗が枳明のため関東へ使いを送り、頼朝がそれを認めた事が見られる（文治元・11・5、文治2・正・17）。

一見取り立てて言う事の無い記事の配置の様に思われるが、この間の政治動向を最も詳しく載せる『玉葉』から頼朝の注進（第六末・廿一）が受け入れられた背景を追ってみると、左府経宗の弁明と頼朝承認の遣り取りを示す記事が、第六末・廿二の注進の後に配される意味に気付かされる。

まず京では、義経等の申請に応じて、頼朝追討の宣旨が下賜された事を、頼朝が不快に思っているという風聞が再三飛び交つている状態にあつた事が分かる（『玉葉』文治元・11・12、14、24、26、

同12・23)。また頼朝追討の宣旨には、宣旨が下賜されない場合は主上や法皇、公家達を西国に伴おうとする武士の様子から、保身第一として理由の無い宣旨を發布したという経緯があった（『玉葉』文治元・10・17、19、21）。つまり朝廷側は頼朝に対して負債があったのであり、頼朝はそれを突くような形で注進（第六末・廿一）を送ったのである（『玉葉』文治元・10・25、同11・3、4、9）。

延慶本はこの経宗が謝罪の為に使者を送り、頼朝追討の宣旨の事を不審に思っていたのが晴れたという頼朝の返事に、経宗が安堵する内容の記事を兼実撰錄就任の後に据える事により、頼朝の注進（第六末・廿一、廿二）や法皇の判断に、義経等の申請による頼朝追討の宣旨に伴う負の要素を介在させない事に成功しているのである。配置の妙により朝廷の立場は守られ、兼実撰錄就任も公正さが保たれる。頼朝の評価も同様である。延慶本の叙述では、朝廷側の負債という雑念が入らない、真正正銘の法皇の発意に基づいた評価ということになるのである。

おわりに

延慶本第六末・廿一、廿二にみられた頼朝の注進は、実質的には清盛や義仲と同じく、武家が朝廷の人事に口を挟んだものである。しかし頼朝のそれは清盛や義仲のそれとは異なり、「威君「僭臣」」

輩の処罰を求めたので、人々は頼朝に心を寄せ、その名代である時政のもとに集った。「可預議奏」人々」として頼朝が注進で示した人々は「其威ヲ振ヒ」、そうでない人々は「其威ヲ失」った。その様子は背後に天の意志を感じさせるものであった。また頼朝が内覧に注進した兼実は「甲斐ノシクミダレタル世ヲ治メ、スタレタル事ヲヲコシ給ケリ」（第六末・廿二）「十郎藏人行家被擲事付人々被解官事」下504・8」と、理想的な政を行った。経宗の記事も朝家の非を認めるものである。清盛や義仲のそれは悪行にすぎなかったが、頼朝のそれは道理に適ったものであり、「ミダレタル世」を正す礎となった。第三末・七「兵衛佐与木曾不和ニ成事」で頼朝は行家に対して道理を示していたが、第六末・廿一、廿二の一連の頼朝の叙述では、朝家に対してさえ道理を示す事ができる、その厳正な人格を窺う事が出来るのである。

第六末には頼朝の手による、同族、平家の子孫、平氏の残党の大量の死の記事が存在する。確かに「魔王」的な頼朝の姿は否めない。その頼朝が「盛者必衰」の論理から免れ得るのかという疑問が残る。また奢ることはなく減じた小松家の人々についても本稿では触れる事ができなかった。片手落ちの誇りは免れないが、紙幅の都合もあり、次の機会を待ちたいと思う。

注

院)

(1) 千明守氏「さまざまな『平家物語』・諸本」(『平家物語』がわかる)所収 H 9・11・10 朝日新聞社

(2) 麻原美子氏「平家物語の視角―本文系統論をめぐって―」(『文学』38 S 45・6・10)

(3) 佐伯真一氏「源頼朝と軍記・説話・物語」(『中世文学研究書3 平家物語選源』所収 H 8・9・30 若草書房)

池田敬子氏「頼朝の物語」(『あなたが読む平家物語4 平家物語受容と変容』所収 H 5・10・1 有精堂)

(4) 渥美かをる氏「延慶本平家物語の特殊な性格」(『軍記物語と説話』所収 S 54・5・25 笠間書院)

(5) 覚一本・百二十句本・盛衰記・四部本なし。長門本あり(十七・上十六)。

(6) (1)と同じ。

(7) 生形貴重氏「猶武勇の他に異なるか―殿下乗合の一視角―」(『大谷女子短大・紀要』34 H 3・3)

(8) 遠城悦子氏「『玉葉』における九条兼実と源頼朝の関係―親幕派兼実の再検討―」(『法政史学』42 H 2)

清盛のそれは静憲法印によって「栄耀極ま(ツ)テ、宿運ツキナムトスル上、天魔彼身入代テ加様ニ悪行ヲ企」(第二本・卅一「静憲法印法皇ノ御許ニ詣事」上3 2 3・7)と語られており、義仲のそれは「平家ノ悪行猶越タリケリ」(第四・三十「木曾公卿殿上人四十九人ヲ解官スル事」下1 7 3・14)と平家の悪行を越えたと評されるものがある。

(9) 武久堅氏「平家物語における摂関家の構図―生成平家物語試論―」(『研究叢書166 軍記物語の生成と表現』所収 H 3・3・26 和泉書

『延慶本平家物語』における源頼朝

(10) 榎原千鶴氏「源平盛衰記」の頼朝」(『日本文学』42・6 H 5)

(11) (10)と同じ。
河内祥輔氏「朝廷と幕府」(『頼朝の時代―一一八〇年代内乱史』所収 H 2・4・12 平凡社)

(12) 水原一氏「平家物語」巻十二の諸問題」(『断絶平家』その他をめぐって) (『駒沢国文』20 S 58・2)

(付記)

本稿で使用した『平家物語』諸本のテキストは、以下の様になっている。尚、引用は本文を尊重するように心掛けたが、異体字や当用漢字は適宜常用漢字に改めるように努めた。

『平家物語』のテキスト

『延慶本平家物語』…『延慶本平家物語 本文篇上・下』(北原保雄・小川栄一編 勉誠社 H 2・6・10)。『長門本平家物語』…『平家物語 長門本』(国書刊行会編 名著刊行会 S 49・10・17)。『源平盛衰記』…『源平盛衰記』(国民文庫刊行会編・発行 M 44・7・1再版)。『四部合戦状本平家物語』…『訓読四部合戦状本平家物語』(高山利弘編著 有精堂 H 7・3・1)。『屋代本平家物語』…『屋代本高野本对照平家物語一』(麻原美子・春田宣・松尾葦江編 新典社 H 2・5・1)。『屋代本高野本对照平家物語二』(麻原美子・春田宣・松尾葦江編 新典社 H 3・9・30)。『屋代本高野本对照平家物語三』(麻原美子・春田宣・松尾葦江編 新典社 H 5・6・12)。『覚一本平家物語』…『日本古典文学大系32 平家物語上』(高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦校注 岩波書店 S 34・2・5)。『日本古典文学大系33 平家物語下』(高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦校注 岩波書店 S 35・11・5)。『百二十句

『延慶本平家物語』における源頼朝

本平家物語』…『新潮日本古典集成 平家物語上』（水原一校注 新潮社
S 54・4・10）、『新潮日本古典集成 平家物語中』（水原一校注 新潮社
S 55・4・15）、『新潮日本古典集成 平家物語下』（水原一校注 新潮社
S 56・12・10）。

その他のテキスト

『吾妻鏡』…『全譯吾妻鏡第一卷自第卷一至第卷七』（貴志正造訳注 新人
物往来社 S 51・10・1）。『愚管抄』…『日本古典文学大系86 愚管抄』
（岡見正雄・赤松俊秀校注 岩波書店 S 42・1・25）。『吉記』…『増補
『史料大成』吉記二』（増補『史料大成』刊行会著 臨川書店 S 40・9・
30）。『玉葉』…『玉葉 第二・第三』（国書双書刊行会編 名著刊行会 S
59・5・14）。